

6歳児の第三者罰に違反行動の繰り返しが与える影響

戸田 七鈴

【序論】ヒトは非血縁者や見知らぬ個人と協力行動を行うことによって、大規模で複雑な社会集団を発達させてきた。集団の協力レベルを維持するための行動の一つが、社会的規範に従わない違反者を罰する罰行動である。罰行動のうち自分が直接被害を受けていない違反者を罰する行動は第三者罰と呼ばれ、更なる反社会的行動を抑制し協力行動を促進する上で重要な役割を果たしている。ヒトは罰行動に対して強く動機づけられており、自身のコストを払ってでも第三者罰を行うことが明らかになっている。

第三者罰の基盤となる公平感や道徳性は乳児期から発達し、5、6歳ごろには不平等な分配に対してコストのかかる第三者罰を行うようになる。さらに、数学的な理解を必要としない課題では、3～6歳児でも第三者罰を行うことが示されている。また、子どもの第三者罰においても規範維持的な動機が存在することが明らかになっている。

第三者罰行動の有無やその程度は違反者との関係性や違反行為に対する意図など様々な要因により変化する。本研究では第三者罰を促進する要因の1つとして違反行動の繰り返しに着目し、違反行動の繰り返しが第三者罰の有無と程度、違反者に対する悪さ評定に及ぼす影響を検討することを目的とした。先行研究により、大人も子どもも違反者の過去の行動を考慮して罰の有無を決定することが示されている。そこで、違反を繰り返す違反者に対しては、違反を初めて行った違反者に対してよりも罰の有無とその程度が増加するという仮説を立てた。また、先行研究により、悪さの程度と第三者罰には関連がみられることがから、繰り返しの違反行動はより悪いと評定されると考えた。

【方法】本研究では幼稚園の年長クラスの児26名を対象とし、第三者罰課題を行った。課題は友人の絵を破った子ども(=違反者)におもちゃを与えるか否かを選択するものであり、違反行為を初めて行う初めて条件と、同違反行為を5回行う繰り返し条件の2条件を連続して行なった。各課題において、違反者に罰を与えるかの選択、罰の持続時間、違反者に対する悪さの評定点を記録した。

【結果・考察】本研究の結果、違反の繰り返しは第三者罰を行う児の割合を増加させることが明らかとなった。さらに罰の持続時間についても、違反を繰り返す違反者に対してはより長い時間罰を与えることが示された。その一方で、違反の繰り返しと悪さ評定点の間には関連がみられなかった。

本研究の結果から、違反行動の繰り返しは第三者罰を、その有無と程度の両方において促進することが分かった。違反を繰り返す違反者に対しては介入の必要性を強く感じ、第三者罰が促進されたと考えられる。また初めて違反を行った違反者に対してゆるしが行われた可能性も示された。悪さ評定が違反の繰り返しの影響を受けなかったことについてはさらなる検討を必要とするが、子どもの違反行動に対する感受性の高さから天井効果が生じた可能性や、繰り返しの悪さが違反行動に対してではなく違反者自身に帰属された可能性が考えられる。

以降の研究では、本研究で十分に確保できなかつたサンプル数を補うとともに、違反の繰り返しが違反者の悪さに関する認識や再犯を行う確率の予想、違反行動の意図の強さなどの評価に及ぼす影響について検討したいと考えている。また、第三者罰の動機の変化にも注目することで、違反行動の繰り返しが第三者罰を促進するメカニズムをより明確にしたいと考えている。さらに、違反に対する反応の一つであるゆるしとの関連を検討することにより、幼児期における違反行動への反応について、包括的に理解していくたいと考えている。(比較発達心理学)